

共用実験ネットワーク外部から共用実験ネットワーク内部への接続に関する細則

制定 令和6年7月26日

共用実験データシステム・共用実験ネットワーク運用責任者

第1条

本細則は、大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における共用実験ネットワーク利用対策基準（SPring-8/SACLA 共用実験ネットワーク利用ガイドライン）」（令和2年10月30日、SPring-8 データ・ネットワーク委員会）第6条（細則の制定と見直し）の定めるところに基づき、共用実験ネットワーク外部から共用実験ネットワーク内部への接続にあたり利用者が順守すべき事項を、共用実験データシステム・共用実験ネットワーク運用責任者（以下「運用責任者」）が定める。

第2条（共用実験ネットワーク外部から共用実験ネットワーク内部への接続）

利用者が、遠隔実験の実施、業者によるメンテナンス作業、播磨地区に勤務する職員の職務遂行等のために、共用実験ネットワーク外部から共用実験ネットワーク内部への接続を希望する場合は、これを認める。ただし、別添の表1に示す条件を満たすこと。

附則

この細則は、令和7年1月20日から施行する。